

令和 8 年度 北大東村低炭素社会構築事業

審査基準書

令和 8 年 9 月

北大東村

I 審査基準書の位置づけ

本審査基準書は、北大東村(以下「本村」という。))が「令和8年度 北大東村低炭素社会構築事業」(以下「本事業」という。))を実施するに当たり、「令和8年度 北大東村低炭素社会構築事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。))が最も優れた提案を行った事業者(以下「最優秀提案者」という。))を選定し、その結果を踏まえ、本村が優先交渉権者を決定するための方法及び選定基準を示すものである。

II 事業者の選定方法等

1 事業者の選定方法

本村は、事業者に対し、設計・施工の各業務によりが効率的・効果的に行われるものとなることを求めるものである。このため、事業者の選定は、事業者が募集要項に規定する資格要件を充足し、かつ事業提案の内容が、本村の要求水準を充足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって行う。

2 審査の方法

事業提案審査に当たっては、本村が設置した審査委員会において、応募者より提出された事業提案の審査を行う。

審査委員会は、事業計画、及び施工計画を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。本村は、審査委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

なお、審査委員会による審査は非公開とし、すべての審査が終了した後に審査講評を公表する。

3 審査の手順

審査は次の手順で実施する。

3.1 第一次審査(資格審査)

本村は応募者から提出された参加表明書類及び資格審査書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

3.2 第二次審査(提案審査)

1. 基礎項目審査

本村は、応募者から提出された提案書及び価格について、募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足しているかどうかを確認する。募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足していることが認められた応募者は適格とし、1項目でも充足していない応募者は失格とする。

なお、応募者が提示する提案価格が、本事業の提案上限額(募集要項を参照すること。)を超えている場合、その応募者は失格とする。

2. 審査項目による審査

次に定める評価基準に基づき、提案内容(プレゼンテーションにおける説明等を含む)を総合的に評価する加点方式により採点する。評価の結果、最も評価点が高い応募者を最優秀提案者とする。また、2番目に評価点が高い応募者を優秀提案者とする。

なお、審査委員による審査の結果、委員の評価点の平均が60点以上の応募者がいなかった場合は「採択事業者なし」とし、再公募等を行うものとする。

4 提案審査の配点

評価項目	評価のポイント	配点
技術的評価		80 点
事業計画	・ 本事業の目的を理解し、事業実施の方針、計画が本件の目的に沿っているか。	(10 点)
実施体制	・ 代表企業及び構成企業の経営状況は適切か ・ 業務実績と適切な技術者の配置は適切か。	(10 点)
調査・設計	・ 調査設計や各種調整等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか ・ 事業を遂行するための工程が正しく想定され、また実効的な工夫が提案されているか	(10 点)
使用機器	・ エネルギー消費量等、数値的根拠に基づく使用機器の選定基準を設けているか	(20 点)
施工	・ 施工や各種調整等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか ・ 事業を遂行するための工程が正しく想定され、また安全性等に配慮した実効的な工夫が提案されているか	(20 点)
統括管理およびモニタリング	・ 設計や施工が円滑に実施されるよう配慮された管理計画となっているか ・ モニタリングの具体的な方法が想定され、本村がモニタリングを効果的かつ効率的に実施できるものとなる配慮や工夫が提案されているか	(10 点)
自主提案	・ 本業務の効果的、効率的な実施に向けて、自主的な独自提案を盛り込んでいるか	(5 点)
価格評価		5 点
提案事業費	・ 提案事業費が適切な金額になっているか	(5 点)
プレゼンテーション		10 点
プレゼンテーション	・ 提案内容について簡潔に説明できているか	(10 点)
合計		100 点

プレゼンテーションの実施

提案の審査（プレゼンテーション）及び採点は、以下の要領で行う。

ア プレゼンテーションは、令和 8 年 10 月 14 日に実施する。なお、会場は北大東村役場とし、詳細は応募者に別に通知する。

イ 応募者は、提案書をもとに、20 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を 15 分程度行う。

ウ 審査委員は提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

エ プレゼンテーションの出席者は、4 名以内とする。

オ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、以下次順位者を選定する。なお、審査の結果、合計評価点が最も高い提案書の応募者が同点で複数あった場合においては、「技術的評価」の得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

カ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本村が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

5 結果通知

応募者に対して、速やかに審査結果を通知する。

6 結果の公表

結果は本村のホームページで公表する。